

最低制限価格設定基準（電子入札）

（目的）

第 1 条 この基準は、クリアウォーター O S A K A 株式会社（以下「当会社」という。）が電子入札により発注する案件で、契約の適正な履行を図るため最低制限価格を設けるものについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（適用対象範囲）

第 3 条 最低制限価格の適用対象範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 工事請負
- (2) 清掃業務委託（清掃・除草・浚渫等）
- (3) 警備業務委託（機械警備を除く）

（設定の基準）

第 4 条 工事請負契約又は工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出している業務委託契約の場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費又は直接業務費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 業務委託契約で物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出している場合には、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

3 前 2 項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、個別対応とする。

（端数処理）

第 5 条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

附則

この基準は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

最低制限価格設定基準（紙入札）

（目的）

第 1 条 この基準は、クリアウォーター O S A K A 株式会社（以下「当会社」という。）が紙入札により発注する案件で、契約の適正な履行を図るため最低制限価格を設けるものについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（適用対象範囲）

第 3 条 最低制限価格の適用対象範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 工事請負
- (2) 清掃業務委託（清掃・除草・浚渫等）
- (3) 警備業務委託（機械警備を除く）

（設定の基準）

第 4 条 工事請負契約又は工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出している業務委託契約の場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費又は直接業務費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
- 2 業務委託契約で物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出している場合には、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、個別対応とする。

（端数処理）

第 5 条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

附則

この基準は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。